

杉並区土地開発公社の運営に関する協定書

東京都杉並区（以下「甲」という。）と杉並区土地開発公社（以下「乙」という。）は、乙の業務運営の円滑な推進を図るため次の条項により協定を締結する。

（用地等の取得依頼）

第1条 甲は、毎年度、甲が必要とする翌年度分の用地及び代替地（以下「用地等」という。）の取得について当該年度の開始前までに、杉並区用地取得計画（以下「取得計画」という。）を添付し、乙に依頼するものとする。ただし、昭和63年度分の用地等の取得については、公社成立の日から3日以内に取得依頼をするものとする。

2 甲は、前項の取得計画を年度途中で変更したときは、速やかに変更計画を乙に提出するものとする。

（調整）

第2条 乙は、甲からの取得依頼に基づく用地等の取得、処分に当たっては、甲と協議し、甲の意向が十分反映されるよう努めるものとする。

（債務保証等）

第3条 甲は、乙が用地等を取得するために協調融資金融機関（以下「金融機関」という。）から借り入れる事業資金について、金融機関に対して債務保証をするものとする。

2 事業資金の借り入れ又は償還等については、別途甲、乙及び金融機関で協定を締結するものとする。

（取得、処分）

第4条 乙は、用地等を取得、処分するときは、乙の定款及び業務方法書その他関係規程に準拠して行うものとする。

（審議会への諮問）

第5条 甲は、乙から用地等の取得価格及び処分価格について東京都杉並区財産価格審議会への諮問依頼があつたときは、速やかに諮問手続を行うものとする。

（甲の買取り）

第6条 甲は、乙が甲の取得依頼に基づき取得した用地等については、可及的速やかに乙と当該用地等の売買契約を締結するものとする。

（通知）

第7条 乙は、用地等を取得、処分したときは、速やかに必要事項を甲に通知するものとする。

（負担金）

第8条 甲は、乙が業務を実施するうえで必要な事務費等を負担するものとし、これに関し必要な事項は、甲が別に定める。

（貸付金）

第9条 甲は、乙が用地等を取得するために金融機関から借り入れた資金の償還に要する経費を貸し付けるものとし、これに関し必要な事項は、甲が別に定める。

（助成措置）

第10条 甲は、乙の業務に関し、甲の職員を従事させるほか、協力その他助成措置を講ずるものとする。

（協定期間）

第11条 この協定の有効期間は、この協定の成立の日から乙の解散の日までの期間とする。

（協議）

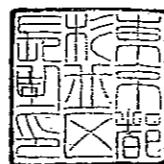
第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

昭和63年4月8日

甲 東京都杉並区

東京都杉並区長 松田 良



乙 杉並区土地開発公社

理事長 本橋 保

